

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第1期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社東京TYフィナンシャルグループ
【英訳名】	Tokyo TY Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柿崎 昭裕
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（5341）4301
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 三浦 毅
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（5341）4301
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 三浦 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

		平成26年度 第３四半期 連結累計期間
		(自 平成26年 4月1日 至 平成26年 12月31日)
経常収益	百万円	44,583
経常利益	百万円	8,482
四半期純利益	百万円	56,030
四半期包括利益	百万円	61,980
純資産額	百万円	194,192
総資産額	百万円	4,978,078
1株当たり四半期純利益金額	円	2,903.85
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	2,838.97
自己資本比率	%	3.89

		平成26年度 第３四半期 連結会計期間
		(自 平成26年 10月1日 至 平成26年 12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	1,813.54

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社は、平成26年10月1日設立のため、平成25年度以前の経営指標等については記載しておりません。

3. 当社は、平成26年10月1日付で株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」という。）と株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」という。）の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、東京都民銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、当第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年12月31日）の連結経営成績は、取得企業である東京都民銀行の当第3四半期連結累計期間の連結経営成績を基礎に、八千代銀行の当第3四半期連結会計期間（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）の連結経営成績を連結したものととなります。なお、当四半期連結会計期間（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）は、当社設立後最初の四半期連結会計期間ですが、「第3四半期連結会計期間」として記載しております。

4. 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 自己資本比率は、（四半期期末純資産の部合計 - 四半期期末少数株主持分）を四半期期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社12社及び関連会社（持分法適用関連会社）1社で構成され、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、事業に係る位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行において、東京都及び神奈川県北東部を主たる営業エリアとし、本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務などを行い、当社グループの中核業務と位置づけております。

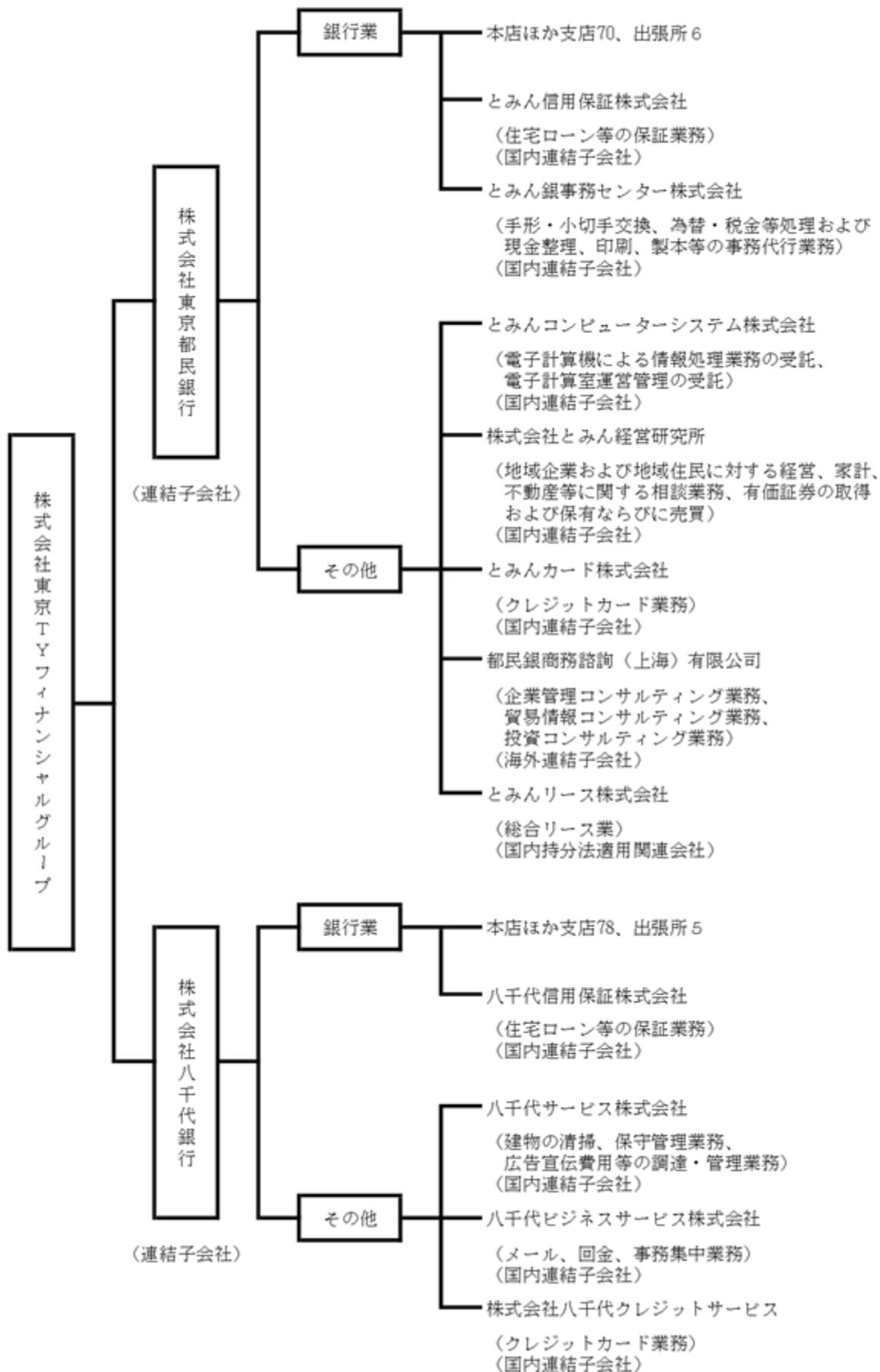
また、連結子会社3社においては、銀行の事務代行業務を行っております。

〔その他〕

その他の連結子会社7社及び関連会社（持分法適用関連会社）1社においては、コンピューター関連サービス、情報提供サービス業及びクレジットカード業など銀行業務に付随する業務に携わっており、当社と一体となってお客さまの金融ニーズへの対応を図っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(平成28年12月31日現在)



なお、当第3四半期連結会計期間末日現在における当社の関係会社の状況は、以下のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社東京都民銀行	東京都港区	48,120	銀行業	100.0 (-) [-]	12 (3)		経営管理 金銭貸借 預金取引	当社が建物の一部を賃借	
株式会社八千代銀行	東京都新宿区	43,734	銀行業	100.0 (-) [-]	14 (4)		経営管理 金銭貸借 預金取引	当社が建物の一部を賃借	
とみん信用保証株式会社	東京都千代田区	760	信用保証業務	100.0 (100.0) [-]	8 (-)				
とみん銀事務センター株式会社	東京都港区	10	事務代行業務	100.0 (100.0) [-]	5 (-)				
都民銀商務諮詢(上海)有限公司	中国上海市	米ドル 250,000	コンサルティング業務	100.0 (100.0) [-]	4 (-)				
とみんコンピューターシステム株式会社	東京都港区	20	コンピューター関連サービス業	75.0 (75.0) [25.0]	6 (-)				
株式会社とみん経営研究所	東京都港区	50	情報提供サービス業 有価証券取引金融業	80.7 (80.7) [19.3]	4 (-)				
とみんカード株式会社	東京都台東区	30	クレジットカード業務	73.0 (73.0) [17.0]	5 (-)				
八千代サービス株式会社	東京都新宿区	10	建物の清掃、保守管理業務、 広告宣伝用品等の調達・管理業務	100.0 (100.0) [-]	6 (-)				
八千代ビジネスサービス株式会社	東京都文京区	10	メール、回金、事務集中業務	100.0 (100.0) [-]	5 (-)				
株式会社八千代クレジットカードサービス	東京都豊島区	142	クレジットカード業務	91.0 (91.0) [-]	4 (-)				
八千代信用保証株式会社	相模原市中央区	342	信用保証業務	97.4 (97.4) [-]	4 (-)				
(持分法適用関連会社) とみんリース株式会社	東京都千代田区	305	総合リース業	35.5 (35.5) [-]	8 (-)				

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行でありませ

ず。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行であります。

3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

4. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。各項目に掲げられたリスクは、それぞれが独立するものではなく、ある項目のリスクの発生が関連する他の項目のリスクに結びつき、リスクが増大する可能性もあります。

当社及び当社グループ企業（以下、「当社グループ」といいます。）は、こうしたリスクの発生可能性を認識したうえで、管理体制の強化に取り組み、発生の回避及び発生した場合の適切かつ迅速な対応に努めてまいります。

なお、以下の記載における将来に関する事項については、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

１．信用リスク

（１）不良債権に関するリスク

当社グループは、貸出金に対する審査体制の強化や自己査定 of 厳格な運用を通じて貸出資産の健全化に努めております。しかし、国内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等によっては、不良債権が増加する可能性があります。

（２）貸倒引当金に関するリスク

当社グループは、自己査定等に基づき、将来の損失額を見積り、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、経済情勢や貸出先の経営状況の悪化、担保価値の下落、自己査定及び償却引当に関する基準の変更、その他予期せぬ理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となり与信関係費用が増加する可能性があります。

（３）貸出先への対応に関するリスク

当社グループは、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、回収の実効性その他の観点から、法的な権利をすべて行使しない場合があります。また、こうした先に対して追加貸出、債権放棄等による支援を行う場合があります。こうした支援により、当社グループの不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

（４）担保・保証に関するリスク

担保や保証による回収見込額は、現在の景気動向や不動産市況等を前提として算定しているため、不動産価格等の下落による担保価値の減少や保証人の信用状態の悪化等が発生した場合には、与信関係費用が増加する可能性があります。

（５）権利行使に関するリスク

当社グループは、不動産市場における価格の下落や流動性の欠如、有価証券価格の下落等の要因により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、または貸出先が保有するこれらの資産に対して強制執行することが困難となる可能性があります。

（６）他の金融機関の動向に関するリスク

当社グループは、業況が低迷している企業等であっても改善が見込まれる場合には、貸出条件の変更や追加のご融資にも応じておりますが、他の金融機関が急速な貸出金の回収や取組方針等の変更を行った場合には、与信関係費用や不良債権が増加する可能性があります。

２．市場リスク

（１）有価証券の価格下落リスク

当社グループは、市場性のある株式や債券等の有価証券を保有しております。これらの有価証券の価格下落により、評価損や売却損が発生する場合があります。当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

（２）金利変動リスク

当社グループでは、資金運用と資金調達に金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利変動が発生した場合には、資金収益が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（３）デリバティブ取引

当社グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスク及び取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しているため、想定を超える市場金利・為替相場等の変動や取引先の契約不履行により、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

（４）為替リスク

当社グループは、資産及び負債の一部を外貨建てで保有しております。外貨建ての資産と負債が通貨ごとに同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。

3. 流動性リスク

経済環境の変化や金融市場全般または当社グループの信用状況等が悪化した場合には、資金調達コストが上昇し業績に悪影響を及ぼすことがある他、資金調達が困難になれば財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. オペレーショナルリスク

(1) 事務リスク

当社グループは、預貸金業務や為替業務をはじめ、国債や投資信託、生損保等の販売等、様々な業務を行っております。こうした業務において、役職員が過失の有無を問わず不適切な事務処理を行った場合には、当社グループが損失を被る可能性があります。

(2) システムリスク

当社グループは、銀行業務を正確かつ迅速に処理するとともに、お客さまに多様なサービスを提供するため、基幹系システムをはじめとした様々なコンピュータシステムを使用しております。これらのシステムについて、事故やシステムの新規開発・更新等によるシステムダウンまたは誤作動等の障害が発生した場合、障害の規模によっては当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティリスク

当社グループは、業務遂行上、多数のお客さま情報を保有しております。こうした情報が漏洩した場合には、お客さまからの信用が失墜するばかりでなく、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) レピュテーションリスク

当社グループは、経営管理の徹底を図るとともにお客さま満足度や利便性の向上に努めております。しかしながら、マスコミ報道やインターネット等を通じ、当社グループや金融業界等に対する事実と異なった風説や風評が拡散した場合には、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟リスク

今後の業務運営の過程で訴訟を提起され、補償等を余儀なくされた場合、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. 決済リスク

当社グループは、多くの金融機関と取引を行っております。取引にあたっては一定の基準を設定しておりますが、金融システム不安が発生した場合や大規模なシステム障害が発生した場合には、金融市場における流動性が低下する等、資金決済が困難となる可能性があります。

6. 法令違反等に関するリスク

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つととらえ態勢の整備に努めておりますが、法令等に違反するような事態が生じた場合には、罰則や行政処分等を受け、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 退職給付債務に関するリスク

当社グループは、割引率や年金資産の期待運用収益率等について、一定の条件の下で、従業員退職給付債務及び退職給付費用を算出しております。しかしながら、年金資産の時価下落や運用利回りの低下、退職給付債務を計算する前提となる割引率等、算出の前提条件に変更があった場合は、退職給付費用が増加し、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。当社グループは、現時点で想定されるさまざまな予測・仮定を元に将来の課税所得を合理的に見積り繰延税金資産を計上しておりますが、実際の課税所得が見積額と異なり一部または全部の回収が困難であると判断した場合や、算出基準が変更された場合には、繰延税金資産が減額され、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

9. 自己資本比率に関するリスク

当社グループは、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号）に定められた国内基準（現時点で4%）以上、また、当社の銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準（現時点では4%）以上に維持することが求められておりますが、当社グループの自己資本比率がこの最低所要基準を下回った場合には、監督当局から行政処分を受ける可能性があります。

当社グループの自己資本比率に影響を及ぼす主な要因として、以下のものがあります。

- ・ 債務者の信用力悪化及び不良債権処理の増加に伴う与信関係費用の大幅増加
- ・ 景気動向や金利変動に伴う保有有価証券の大幅下落
- ・ 繰延税金資産について将来の課税所得の見積額と実際の課税所得との相違等に伴う繰延税金資産の大幅減額
- ・ 自己資本比率基準や算定方法の変更
- ・ 本項記載のその他の不利益な展開

10. 固定資産減損に係るリスク

当社グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用しております。保有する固定資産は、市場価格の著しい下落、使用範囲または方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. 普通株式の希薄化リスク

当社は、第一回無担保転換社債型新株予約権付社債50億円を発行しております。

当該社債権者は、平成23年7月31日から平成28年9月29日までの間、当行の普通株式の交付を目的として本新株予約権を行使することができます。これにより、普通株式の株式数が増加し、1株当たりの価値が低下する場合があります。

12. 業務範囲拡大によるリスク

当社グループは、法令等に則ったうえで、伝統的な銀行業務以外の新規業務にも業務範囲を拡大しております。新規業務を取扱うことにより、当社グループは新しく複雑なリスクにさらされることとなります。当社グループは新規業務に関するリスクについては全く経験がないか、または、限定的な経験しかない場合があります。

13. 経営統合に関するリスク

当社は、平成26年10月1日、株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の共同株式移転により設立されました。

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を中心とした161の店舗網や、子銀行相互の強み・ノウハウの共有、地方公共団体や地域の商工会議所等の経済団体との更なる連携強化を通じて、高度な金融サービスの提供に努め、お客さま満足度や競争力を向上させるとともに経営の効率化を進めております。

しかしながら、当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

統合効果の進展を妨げる主な要因として以下のものが考えられますが、これらに限定されるものではありません。

- ・ 当社グループ内における業務面での協調体制の強化や経営資源の相互活用が奏功せず、シナジー効果を十分に発揮できない場合
- ・ 経営統合に伴う経営インフラの整備・統合・再編等により、想定外の追加費用が発生する場合
- ・ 当社グループの資産及び貸出債権等に関する会計基準、償却引当基準等を統一することにより、追加の与信関係費用やその他の費用・損失が発生する場合

14. 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、その収入の大部分を当社が直接保有している銀行子会社から受領する配当金及び経営管理料に依存しております。一定の条件下では、様々な規制上の制限等により、当社の銀行子会社が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主に対し配当を支払えなくなる可能性があります。

15. 主要な業務の前提に関するリスク

当社の子銀行である東京都民銀行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき銀行業の免許を受け、同じく子銀行である八千代銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律第5条第1項の規定に基づき平成3年3月25日に信用金庫から普通銀行への転換の認可(同法第5条第5項の規定に基づき、銀行業の免許を受けたものとみなされております。)を受け、共に銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消し等を命ぜられることがあります。現時点において両行はこれらの事由に該当する事実はないものと認識しておりますが、将来、何らかの事由により前述の業務の停止や免許の取消し等の要件に該当した場合には、銀行子会

社の主要な事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

16．格付低下によるリスク

当社グループは、外部格付機関より格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、当社グループの資金・資本調達に影響を及ぼす可能性があります。

17．地域経済の動向に影響を受けるリスク

当社グループは、東京都及び神奈川県北東部を主要営業エリアとし、地域の中小企業と個人のお客さまを中心に金融サービスを提供しております。そのため、営業エリアにおける地域経済の動向が当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

18．災害等に関するリスク

大地震・台風等の自然災害や伝染病の発生、停電等の社会インフラ障害、犯罪等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

19．その他

当社グループが業務を行ううえで適用される法律及び規則、政策、実務慣行、会計制度、税制等が変更された場合には、当社グループの業務運営や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、当社の完全子会社である株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行との間で、当社が両行に対して行う経営管理について、平成26年10月1日付で「経営管理に関する契約」を締結しております。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当社は平成26年10月1日に共同株式移転により設立されましたので、前第3四半期連結累計期間との対比については記載しておりません。

（1）業績の状況

当社は平成26年10月1日に株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の共同株式移転により設立されました。当社グループは、経営統合により、高度なコンサルティング機能の共有、お客さまのニーズに対応した商品・サービスの開発、地公体等との更なる連携強化、重複業務の一体運用等を推進し、首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献し、首都圏においてお客さまから真に愛される地域No.1の都市型地銀グループを目指してまいります。

当第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日～平成26年12月31日）のわが国経済は、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響から個人消費や企業生産に弱めの動きがみられましたが、雇用・所得環境や企業収益の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの主な営業基盤であります首都圏における中小企業の景況感、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減に加え円安による原材料や商品などの仕入れ価格の上昇や海外景気の下振れ等の懸念により改善に足踏みがみられましたが、先行きは、原油価格下落の影響や2020年東京五輪の開催決定等を背景として、緩やかながら回復が見込まれる状況です。

このような環境のもと、当第3四半期連結累計期間の連結経常収益は、貸出金利息等資金運用収益及び役員取引等収益の拡大に努めた結果、445億円となりました。連結経常費用は、与信関係費用が低水準であったこと、また物件費を中心とした経費削減に努めた結果、361億円となりました。その結果、連結経常利益は84億円となりました。また、企業結合による負ののれん発生益504億円を特別利益に計上したことにより、連結四半期純利益は560億円となりました。

当第3四半期連結会計期間末における総資産は4兆9,780億円となり、純資産は1,941億円となりました。主要な勘定残高につきましては、預金は4兆5,518億円、貸出金は3兆3,032億円、有価証券は1兆1,896億円となりました。

なお、当社設立において、企業結合会計上の取得企業を東京都民銀行としたため、当第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）の連結経営成績は、東京都民銀行の当第3四半期連結累計期間の連結経営成績を基礎に、八千代銀行の当第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）の連結経営成績を連結したものととなります。

セグメント別の業績につきましては、当社グループは銀行業以外にコンピュータ関連サービス業、情報提供サービス業及びクレジットカード業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

国内・海外別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内が286億円、海外が0百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で286億円となりました。

役務取引等収支は、国内が82億円、海外が55百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で73億円となりました。

その他業務収支は、国内が31億円、海外が1百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で26億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	28,628	0	26	28,601
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	30,712	0	64	30,649
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	2,084		37	2,047
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	8,212	55	960	7,307
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	10,931	55	1,742	9,244
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	2,719		781	1,937
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	3,193	1	553	2,637
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	3,423	1	731	2,690
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	230		177	53

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内が109億円、海外が55百万円となり、内部取引による相殺消去後の合計で92億円となりました。

役務取引等費用は、国内が27億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で19億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	10,931	55	1,742	9,244
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	547		0	547
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	1,965		0	1,965
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	2,947			2,947
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	1,264			1,264
うち保護預り ・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	237			237
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	1,154		739	414
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	2,719		781	1,937
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間				
	当第3四半期連結累計期間	430			430

(注) 1. 「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する(連結)子会社の取引であります。

2. 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第3四半期連結会計期間				
	当第3四半期連結会計期間	4,561,566		9,722	4,551,843
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間				
	当第3四半期連結会計期間	2,355,426		3,422	2,352,004
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間				
	当第3四半期連結会計期間	2,142,938		6,300	2,136,637
うちその他	前第3四半期連結会計期間				
	当第3四半期連結会計期間	63,201			63,201
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間				
	当第3四半期連結会計期間	29,589		2,230	27,359
総合計	前第3四半期連結会計期間				
	当第3四半期連結会計期間	4,591,155		11,952	4,579,202

（注）1．「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2．預金の区分は、次のとおりであります。

a．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

b．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3．相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内業務部門 （除く特別国際金融取引勘定分）			3,302,688	100.00
製造業			347,910	10.54
農業、林業			1,249	0.04
漁業			22	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業			756	0.02
建設業			172,728	5.23
電気・ガス・熱供給・水道業			12,060	0.37
情報通信業			79,327	2.40
運輸業、郵便業			91,992	2.79
卸売業、小売業			399,312	12.09
金融業、保険業			195,928	5.93
不動産業			609,434	18.45
不動産取引業（注）2			223,302	6.76
不動産賃貸業等（注）2			386,132	11.69
物品賃貸業			79,951	2.42
学術研究、専門・技術サービス業			49,262	1.49
宿泊業			9,786	0.30
飲食業			26,886	0.81
生活関連サービス業、娯楽業			46,047	1.40
教育、学習支援業			16,629	0.50
医療・福祉			89,596	2.71
その他サービス			78,052	2.36
地方公共団体			151,859	4.60
その他			843,885	25.55
海外及び特別国際金融取引勘定分			602	100.00
政府系				
金融機関				
その他			602	100.00
合計			3,303,291	

（注）1．「国内」は当社及び海外に営業拠点を有しない連結子会社の取引であり、「海外」は海外に営業拠点を有する連結子会社の取引であります。

2．不動産取引業とは不動産取引の免許を有する業者による不動産業であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者による賃貸業等であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、平成26年10月、株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の共同株式移転により設立されました。両銀行子会社は、東京都及び神奈川県北東部を中心とした東京圏を主要な営業基盤としております。

首都圏では、今後の高齢化の進展に伴い、相続や中小企業の事業承継に関するニーズが拡大するものと考えられ、また、地方の高齢化・人口減少を背景に大都市への人・もの・金の流入が進み、これに伴い地方から首都圏への企業の進出、個人の転居に一層拍車がかかることが予想されます。さらには、平成32年(2020年)に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定され、道路・鉄道等の交通インフラや宿泊施設等、大規模な再開発も見込まれます。こうしたマーケットポテンシャルが極めて高いエリアにおいては、今後、当社グループの主要取引先である中小企業の受注増加に伴う資金需要の拡大等が見込め、また、来日外国人の増加や消費活動の活発化も予想され、幅広い業種でプラス材料が続くものと考えられます。

こうしたビジネスチャンスが拡大する一方、地方の地域銀行が首都圏への本格的な進出の動きを強めることも想定され、既存の金融機関も含めたなかで首都圏での競争はますます激化していくものと考えております。

当社グループは、こうした競合に打ち勝ち、ビジネスチャンスを確認可能なものとして業績に反映させていくために、早期に両銀行子会社の相互の強み・ノウハウを共有しシナジー効果を最大限に発揮していく必要があり、これが当社グループの最重要課題であると認識しております。このために、中小企業や個人のお客さまのあらゆるライフステージ・ライフサイクルに応じた適切な金融サービスをワンストップで提供する「Club TY」の構築に取り組むとともに、以下の基本方針の下、首都圏においてお客さまから真に愛される地域 1 の都市型地銀グループを目指してまいります。

東京に本店を置く最大規模の地域金融機関として、新たなビジネスモデルを確立し、首都圏における都市型地銀マーケットの競争力を高めます。

中小企業および個人の金融機関として、コンサルティング機能など高度な金融サービス機能と安定的資金供給機能を発揮し、地域貢献度を高めます。

高い収益性と健全性を背景に、行員のモチベーションを高め、一体感を持って成長戦略にチャレンジします。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員数

当社は平成26年10月1日に株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の共同株式移転により両行の完全親会社として設立されました。当第3四半期連結会計期間末における当社の従業員は5名であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第1回第一種優先株式	5,000,000
第2回第一種優先株式	5,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,227,826	29,227,826	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
新株予約権付社債 (行使価額修正条項 付新株予約権付社債 券等)(注)2				無担保転換社債 型新株予約権付 社債 50億円(注)1
計	29,227,826	29,227,826		

(注)1. 当社は、平成26年10月1日に株式会社東京都民銀行(以下、「東京都民銀行」という。)と株式会社八千代銀行(以下、「八千代銀行」という。)の共同株式移転により両行の完全親会社として設立されました。

これに伴い、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関する八千代銀行の新株予約権者に対して八千代銀行の新株予約権の代わりに、当該新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を平成26年10月1日付で交付しております。

また、当社は株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)について、八千代銀行が当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務を、株式会社東京TYフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)として継承しております。

2. 新株予約権付社債は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、その内容は以下のとおりであります。

新株予約権付社債の転換価額は3,741.4円であります。これにより、新株予約権付社債において転換請求があった場合には普通株式が1,336,398株増加します。

当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

また、当社の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成26年10月1日に株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」という。）と株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」という。）の共同株式移転により両行の完全親会社として設立されました。

これに伴い、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に関する八千代銀行の新株予約権者に対して八千代銀行の新株予約権の代わりに、当該新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を平成26年10月1日付で交付しております。

また、当社は株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について、八千代銀行が当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務を、株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）として継承しております。

なお、当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年10月1日
新株予約権の数（個）	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,336,398 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,741.4 （注）3
新株予約権の行使期間	自 平成26年10月1日 至 平成28年9月29日 （注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,741.4 資本組入額 1,871 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高（百万円）	5,000

（注）1．新株予約権付社債は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）及び、当社の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

その他の特質につきましては、（注）3．に記載しております。

（注）2．本新株予約権を行使すること（以下「行使」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し、又は、当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の償還価額の総額を（注）3．第1項第(2)号記載の転換価額（但し、（注）3．第2項又は3項によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(注) 3. 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額ならびに出資の目的とされる財産の内容および価額

(1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株あたりの価額(以下「転換価額」という。)は、3,741.4円とする。なお、転換価額は本項第 2 項によって調整されることがある。

2 転換価額の調整

(1) 本新株予約権の割当後、下記のa.乃至c.のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} \pm \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

a 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合(但し、当社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b 株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

c 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 本項第(1)号に掲げる場合のほか、次のa.乃至c.のいずれかに該当する場合には、転換価額は当社の取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

a 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により転換価額の調整を必要とするとき。

b その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

c 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。

(4) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に本項第(1)号又は第(2)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は本項第(1)号又は第(2)号に準じて調整される。

a 調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。))の平均値(終値のない日数を除く。))とする。但し、当該45取引日目の時点で当社の普通株式が上場されている金融商品取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該45取引日目から調整後転換価額を適用する前日までの出来高の合計額が

最も多い金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。

- b 調整後転換価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、当社の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

(5) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1カ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

- 3 本項第2項により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額並びにその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本項第2項(1)bの場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(注)4 . 本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年10月1日から平成28年9月29日（但し、当社が本社債を期限前償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、当社が取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、当社が本社債を消却した時）までの間、いつでも、本新株予約権を行使することができる。

(注)5 . 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

- 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合には、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し（計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。）、その残額を資本準備金として計上する。

(注)6 . 当社が本社債を繰上償還する場合、償還日以後当該本新株予約権を行使することはできない。平成26年10月1日から平成28年9月29日までの間、当社が期限前償還する場合を除きいつでも新株予約権を行使できるが、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日	29,227	29,227	20,000	20,000	5,000	5,000

(注) 株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の両行が、株式移転により共同で当社を設立したことに伴う新株の発行であります。

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】
当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載しておりません。また、当社は平成26年10月1日に共同株式移転の方法により株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行の完全親会社として設立され、直前の基準日である平成26年9月30日現在の株主名簿が存在しないため、記載しておりません。

2【役員状況】

本四半期報告書提出日における役員状況は、次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長 (代表取締役)		酒井 勲	昭和20年2月28日生	昭和43年4月 八千代信用金庫入庫 平成5年6月 株式会社八千代銀行総合企画部長 平成10年6月 同行取締役総合企画部長 平成13年5月 同行取締役(総合企画部担当) 平成13年6月 同行常務取締役 平成15年4月 同行常務取締役企画本部長 平成16年6月 同行専務取締役企画本部長 平成18年4月 同行専務取締役 平成19年6月 同行取締役副頭取 平成22年6月 同行取締役頭取 平成26年10月 同行取締役相談役(現職) 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ代表取締役会長(現職) (監査部担当)	(注)3	8,800
取締役社長 (代表取締役)		柿崎 昭裕	昭和30年11月18日生	昭和54年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成14年7月 同行玉川学園支店長兼成瀬台出張所長 平成16年7月 同行大森支店長 平成18年4月 同行財務企画部副部長 平成18年7月 同行参与財務部長 平成19年6月 同行取締役執行役員財務部長 平成20年7月 同行取締役執行役員経営企画部長 平成21年6月 同行取締役常務執行役員経営企画部長 平成22年6月 同行常務取締役経営企画部長 平成23年7月 同行常務取締役経営本部長 平成24年6月 同行取締役頭取(現職) 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ代表取締役社長(現職)	(注)3	2,780
取締役		小林 功	昭和21年3月19日生	昭和43年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成8年7月 同行参与人事部長 平成9年6月 同行取締役人事部長 平成9年10月 同行取締役融資管理第二部長 平成11年10月 同行取締役審査管理本部副本部長 平成12年7月 同行取締役与信コスト圧縮担当 執行役員融資管理統括部長 平成12年10月 同行取締役与信コスト圧縮担当 執行役員審査企画部長 平成13年7月 同行取締役執行役員神田支店長 平成14年5月 同行取締役執行役員営業本部長 平成15年6月 同行常務取締役常務執行役員営業本部長 平成16年7月 同行常務取締役常務執行役員管理本部長 平成17年6月 同行専務取締役専務執行役員管理本部長 平成18年6月 同行専務取締役専務執行役員経営管理本部長兼融資審査本部長 平成18年7月 同行専務取締役 平成19年6月 同行取締役副頭取 平成20年6月 同行取締役頭取 平成24年6月 同行取締役会長 平成26年6月 同行相談役(現職) 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ取締役(現職)	(注)3	16,983

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		高橋 一之	昭和27年9月14日生	昭和52年4月 八千代信用金庫入庫 平成13年5月 株式会社八千代銀行総合企画部長 平成15年4月 同行経営企画部長 平成18年4月 同行執行役員頭取付 平成18年6月 同行執行役員淵野辺支店長 平成20年4月 同行執行役員人事部長 平成20年6月 同行取締役人事部長 平成21年6月 同行常務取締役 平成24年6月 同行専務取締役 平成26年10月 同行取締役会長(現職) 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ取締役(現職) (経営企画部担当)	(注)3	5,700
取締役		田原 宏和	昭和31年1月17日生	昭和53年4月 八千代信用金庫入庫 平成14年4月 株式会社八千代銀行古淵支店長 平成16年4月 同行八丁堀支店長 平成17年10月 同行経営企画部副部長 平成18年4月 同行執行役員経営企画部長 平成20年6月 同行取締役経営企画部長 平成22年4月 同行取締役(総務・市場金融部担当) 平成22年6月 同行常務取締役 平成24年6月 同行専務取締役 平成26年10月 同行取締役頭取(現職) 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ取締役(現職)	(注)3	6,640
取締役		坂本 隆	昭和32年6月15日生	昭和55年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成13年6月 同行茅場町支店長 平成16年7月 同行日本橋支店長 平成18年7月 同行融資審査企画部長 平成19年7月 同行参与融資審査部長 平成21年6月 同行取締役執行役員融資審査部長 平成21年6月 同行取締役執行役員融資審査本部長 平成23年4月 同行取締役執行役員融資審査本部長 兼融資管理部長 平成23年6月 同行常務取締役融資審査本部長 平成23年7月 同行常務取締役融資本部長 平成24年6月 同行専務取締役融資本部長 平成24年7月 同行専務取締役営業本部長 平成26年6月 同行取締役副頭取営業本部長(現職) 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ取締役(現職) (グループ戦略部担当)	(注)3	1,887
取締役		味岡 桂三	昭和32年4月25日生	昭和56年4月 日本銀行入行 平成16年6月 同行大分支店長 平成19年8月 同行金融機構局参事役 平成21年6月 同行金沢支店長 平成23年5月 株式会社東京都民銀行入行執行役員 平成23年6月 同行執行役員日本橋支店長 平成24年6月 同行常務取締役日本橋支店長 平成24年7月 同行常務取締役事務・システム本部長 平成26年6月 同行専務取締役事務・システム本部長 (現職) 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ取締役(現職) (リスク管理部担当)	(注)3	777

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		鈴木 健二	昭和29年12月7日生	昭和53年4月 八千代信用金庫入庫 平成15年4月 株式会社八千代銀行人事部長 平成19年4月 同行執行役員人事部長 平成20年4月 同行執行役員烏山支店長 平成21年6月 同行取締役烏山支店長 平成22年4月 取締役(人事・事務統括・電算部担当) 平成22年6月 同行常務取締役 平成26年10月 同行専務取締役(現職) 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ取締役(現職)	(注)3	4,800
取締役		佐藤 明夫	昭和41年2月4日生	平成9年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成15年3月 佐藤総合法律事務所開設 平成17年6月 株式会社アミューズ社外監査役 平成19年3月 GMOホスティング&セキュリティ株式会社(現:GMOクラウド株式会社)社外監査役(現職) 平成19年6月 インフォテリア株式会社社外監査役(現職) 平成20年3月 株式会社ボーラ・オルビスホールディングス社外監査役(現職) 平成20年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社社外取締役(現職) 平成24年1月 GMOクリックホールディングス株式会社社外取締役(現職) 平成25年6月 株式会社東京都民銀行社外監査役 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ取締役(現職)	(注)3	-
取締役		三浦 隆治	昭和43年5月5日生	平成7年11月 中央監査法人入所(後に、合併により中央青山監査法人に名称変更) 平成13年3月 金融庁監督局総務課金融危機対応室課長補佐として出向 平成15年10月 中央青山監査法人復職 平成16年10月 同 退所 平成16年10月 公認会計士開業 平成16年10月 リーガル・アソシエイツ株式会社パートナー 平成18年7月 同 退任 平成18年7月 L.A.コンサルティング株式会社取締役(現職) 平成23年6月 株式会社八千代銀行社外監査役 平成24年6月 青梅信用金庫員外監事(現職) 平成26年6月 株式会社八千代銀行社外取締役 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ社外取締役(現職)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役		多田 和則	昭和23年3月25日生	昭和45年4月 八千代信用金庫入庫 平成6年4月 株式会社八千代銀行新百合ヶ丘支店長 平成8年10月 同行久米川支店長 平成12年4月 同行資産査定室長 平成13年5月 同行経営監査部長 平成15年4月 同行執行役員営業推進部長 平成16年4月 同行執行役員営業推進第一部長 平成16年6月 同行取締役営業推進第一部長 平成17年4月 同行常務取締役管理本部長 平成18年4月 同行常務取締役 平成22年6月 同行常勤監査役 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ常勤監査役(現職)	(注)5	3,000
常勤監査役		片山 寧彦	昭和28年7月28日生	昭和51年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成7年10月 同行戸田支店長 平成9年10月 同行総合企画部副部長 平成11年7月 同行経営企画部副部長 平成14年4月 同行人事・経営企画部副部長 平成14年7月 同行経営企画部副部長 平成17年7月 同行参与経営企画部関連事業室長 平成23年6月 常勤監査役 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ常勤監査役(現職)	(注)5	1,646
監査役		稲葉 喜子	昭和41年9月28日生	平成5年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成11年7月 金融監督庁検査部(現金融庁検査局)に転籍 平成13年7月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)に復職 平成17年9月 同 退所 平成17年10月 公認会計士事務所開業 平成19年7月 株式会社PAS(現株式会社はやぶさコンサルティング)設立 同社代表取締役(現職) 平成21年9月 株式会社東京国際会計設立 同社代表取締役(現職) 平成22年11月 はやぶさ監査法人設立 同所代表社員(現職) 平成26年6月 株式会社八千代銀行社外監査役(現職) 平成26年6月 株式会社東和銀行社外取締役(現職) 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ社外監査役(現職)	(注)5	-
監査役		東道 佳代	昭和45年5月4日生	平成9年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成14年1月 光和総合法律事務所入所 同事務所パートナー(現職) 平成20年10月 東京地方裁判所民事調停官(非常勤裁判官)(現職) 平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ社外監査役(現職)	(注)5	-
計						53,013

(注)1. 所有株式数は、平成26年10月1日現在の所有状況に基づき記載しております。

2. 取締役佐藤明夫及び取締役三浦隆治の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 取締役の任期は、当社の設立日である平成26年10月1日より、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役稲葉喜子及び監査役東道佳代の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 監査役の任期は、当社の設立日である平成26年10月1日より、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6. 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。遠藤賢治氏は、社外監査役稲葉喜子の補欠監査役であり、宮村百合子氏は社外監査役東道佳代の補欠監査役であります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
遠藤 賢治	昭和40年5月5日生	平成10年3月 最高裁判所司法研修所終了 平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成11年3月 石原総合法律事務所入所 平成20年1月 遠藤法律事務所開業(現職)	(注)7	-
宮村 百合子	昭和31年7月1日生	昭和54年7月 丸紅株式会社入社 昭和58年10月 有限会社カイリンクス入社 昭和63年7月 株式会社開不動産研究所入社 平成元年12月 税理士資格取得 平成2年3月 本郷公認会計士事務所 (現:辻・本郷税理士事務所)入所 平成14年1月 税理士登録 平成20年6月 辻・本郷税理士法人理事(現職)	(注)7	-

7. 補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までであります。

第４【経理の状況】

1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第7条2項により、第20条及び第22条第3号については、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
2. 当社は、平成26年10月1日設立のため、前連結会計年度及び前第3四半期連結累計期間に係る記載はしておりません。
3. 当社は、平成26年10月1日付で株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、株式会社東京都民銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、当第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年12月31日）の連結経営成績は、取得企業である株式会社東京都民銀行の当第3四半期連結累計期間の連結経営成績を基礎に、株式会社八千代銀行の当第3四半期連結会計期間（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）の連結経営成績を連結したものとなります。なお、当四半期連結会計期間（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）は、当社設立後最初の四半期連結会計期間ですが、「第3四半期連結会計期間」として記載しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(平成26年12月31日)

資産の部	
現金預け金	325,199
コールローン及び買入手形	71,751
買入金銭債権	1,909
商品有価証券	419
有価証券	2,189,642
貸出金	1,330,291
外国為替	7,917
その他資産	43,634
有形固定資産	36,067
無形固定資産	3,511
繰延資産	78
退職給付に係る資産	5,294
繰延税金資産	13,313
支払承諾見返	7,261
貸倒引当金	31,215
資産の部合計	4,978,078
負債の部	
預金	4,551,843
譲渡性預金	27,359
債券貸借取引受入担保金	107,077
借入金	7,411
外国為替	90
社債	30,600
新株予約権付社債	5,000
その他負債	40,267
賞与引当金	813
退職給付に係る負債	4,871
役員退職慰労引当金	122
ポイント引当金	51
利息返還損失引当金	12
睡眠預金払戻損失引当金	751
偶発損失引当金	303
繰延税金負債	31
再評価に係る繰延税金負債	16
支払承諾	7,261
負債の部合計	4,783,885
純資産の部	
資本金	20,000
資本剰余金	99,623
利益剰余金	71,984
自己株式	414
株主資本合計	191,193
その他有価証券評価差額金	6,730
繰延ヘッジ損益	1
土地再評価差額金	211
為替換算調整勘定	17
退職給付に係る調整累計額	3,763
その他の包括利益累計額合計	2,773
少数株主持分	225
純資産の部合計	194,192
負債及び純資産の部合計	4,978,078

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
経常収益	44,583
資金運用収益	30,649
(うち貸出金利息)	25,843
(うち有価証券利息配当金)	4,385
役務取引等収益	9,244
その他業務収益	2,690
その他経常収益	1,199
経常費用	36,100
資金調達費用	2,047
(うち預金利息)	1,208
役務取引等費用	1,937
その他業務費用	53
営業経費	30,118
その他経常費用	2,144
経常利益	8,482
特別利益	50,476
固定資産処分益	0
負ののれん発生益	50,476
特別損失	59
固定資産処分損	56
段階取得に係る差損	3
税金等調整前四半期純利益	58,899
法人税等合計	2,829
少数株主損益調整前四半期純利益	56,069
少数株主利益	39
四半期純利益	56,030

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	56,069
その他の包括利益	5,910
その他有価証券評価差額金	4,950
繰延ヘッジ損益	1
為替換算調整勘定	6
退職給付に係る調整額	891
持分法適用会社に対する持分相当額	60
四半期包括利益	61,980
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	61,952
少数株主に係る四半期包括利益	28

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当社設立に伴い、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行が完全子会社となったことから、両行及びその連結子会社について、当第3四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。

変更後の連結子会社の数 12社

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当社設立に伴い、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行が完全子会社となったことから、その持分法適用関連会社について、当第3四半期連結会計期間から持分法適用の範囲に含めております。

変更後の持分法適用会社の数 1社

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を見直し、平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間毎に設定された複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が405百万円増加し、利益剰余金が260百万円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ250百万円増加しております。

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できるようになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益及び当第3四半期連結会計期間末の資本剰余金に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

税金費用の処理

当社及び連結子会社の税金費用は、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることでより算定しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)	
破綻先債権額	2,130百万円
延滞債権額	105,958百万円
3ヵ月以上延滞債権額	460百万円
貸出条件緩和債権額	4,523百万円
合計額	113,073百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)	
	19,189百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	
償却債権取立益	135百万円
株式等売却益	262百万円
債権売却益	549百万円
持分法による投資利益	287百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	
貸出金償却	257百万円
貸倒引当金繰入額	388百万円
株式等償却	16百万円
株式等売却損	70百万円
債権売却損	126百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	
減価償却費	1,631百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

当社は、平成26年10月1日に共同株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の取締役会において決議された金額であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月13日 取締役会	株式会社東京都民 銀行普通株式	776	20	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金
平成26年11月11日 取締役会	株式会社東京都民 銀行普通株式	388	10	平成26年9月30日	平成26年12月2日	利益剰余金
	株式会社八千代銀 行普通株式	594	40	平成26年9月30日	平成26年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高(百万円)	48,120	18,379	19,031	1,636	83,894
会計方針の変更による累積的影響額			260		260
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,120	18,379	19,291	1,636	84,155
当第3四半期連結会計期間末までの 変動額(累計)					
株式移転による変動	28,120	81,089			52,969
株式移転に伴う子会社株式の追加取得		153			153
剰余金の配当			1,758		1,758
四半期純利益(累計)			56,030		56,030
自己株式の取得				42	42
連結子会社が保有する親会社株式の修正				374	374
自己株式の処分		0	6	67	61
自己株式の消却		1,571		1,571	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,571	1,571		-
当第3四半期連結会計期間末までの 変動額(累計)合計	28,120	81,243	52,692	1,222	107,037
当第3四半期連結会計期間末残高 (百万円)	20,000	99,623	71,984	414	191,193

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にコンピューター関連サービス業、情報提供サービス業及びクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	364,858	377,166	12,307
地方債	71,950	72,521	571
社債	101,921	102,939	1,017
外国証券	17,088	17,323	234
合計	555,820	569,951	14,131

2. その他有価証券

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

	取得原価 (償却原価) (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	30,292	36,111	5,819
債券	497,603	501,037	3,434
国債	219,316	221,005	1,688
地方債	38,867	39,266	399
社債	239,418	240,765	1,346
その他	97,063	97,902	838
合計	624,959	635,051	10,092

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

四半期連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	249,822	903	903
	金利スワップション	18,540	-	46
	金利キャップ	5,143	-	52
	その他	-	-	-
合 計			903	1,002

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	55,016	75	75
	為替予約	39,286	796	796
	通貨オプション	53,926	0	125
	その他	-	-	-
合 計			720	595

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、該当ありません。

(3) 株式関連取引

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	167	7	7
	株価指数オプション	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション	-	-	-
	有価証券店頭指数等スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
合 計			7	7

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、該当ありません。

(4) 債券関連取引

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

当社は平成26年10月1日に株式会社東京都民銀行(以下、「東京都民銀行」という。)と株式会社八千代銀行(以下、「八千代銀行」という。)の共同株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、東京都民銀行を取得企業、八千代銀行を被取得企業とする企業結合に関する会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

八千代銀行 銀行業

(2) 企業結合を行った主な理由

両行は、企業価値を最大化する観点から、両行の地域ブランド力を活かしつつ、統合効果を早期に発揮するために、株式移転による共同持株会社を設立する方式を選択しました。新金融グループのもと、高度なコンサルティング機能の共有、お客さまのニーズに対応した商品・サービスの開発、地公体等との更なる連携強化、重複業務の一体運用等を推進し、お客さま満足度の向上、競争力の向上、経営の効率化等の企業価値の向上を通じ、地域社会に貢献するために経営統合いたしました。

(3) 企業結合日

平成26年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

株式会社東京TYフィナンシャルグループ(以下、「東京TYフィナンシャルグループ」という。)

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素及び各種要因を総合的に勘案した結果、東京都民銀行を取得企業と致しました。

2. 四半期連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年10月1日から平成26年12月31日

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

株式移転直前に保有していた八千代銀行の普通株式と交換された東京TY	371百万円
フィナンシャルグループの企業結合日における普通株式の時価	
企業結合日に交付した東京TYフィナンシャルグループの普通株式の時価	52,594百万円
取得原価	52,966百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 3百万円

5. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の移転比率

東京都民銀行の普通株式1株に対し、東京TYフィナンシャルグループの普通株式0.37株
八千代銀行の普通株式1株に対し、東京TYフィナンシャルグループの普通株式1株

(2) 算定方法

複数のフィナンシャル・アドバイザーに第三者算定機関として株式移転比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

(3) 交付株式数

普通株式 29,227,826株

6. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

50,476百万円

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	2,903円85銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益	百万円	56,030
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	56,030
普通株式の期中平均株式数	千株	19,295
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	2,838円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額	百万円	17
うち新株予約権付社債利息 (税額相当額控除後)	百万円	17
普通株式増加数	千株	447
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 普通株式の期中平均株式数は、当社が平成26年10月1日に共同株式移転により設立された会社であるため、会社設立前の平成26年4月1日から平成26年9月30日までの期間については、株式会社東京都民銀行の期中平均株式数に株式移転比率を乗じた数値を用いて計算し、平成26年10月1日から平成26年12月31日までの期間については、当社の期中平均株式数を用いて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

株式会社 東京TYフィナンシャルグループ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南波	秀哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田	裕志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	礎樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京TYフィナンシャルグループの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京TYフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。